

# 公衆浴場のとびき

(条例第5条第2項による施設)

## 目次

- 1 公衆浴場とは
- 2 公衆浴場の種類
- 3 公衆浴場の許可までの手続き
- 4 許可申請時に必要な書類
- 5 各種手続き
- 6 構造基準
- 7 維持管理について



渋谷区保健所  
生活衛生課 環境衛生係

〒150-8010  
東京都渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所7階  
電話 03(3463)2287  
FAX 03(5458)4943

最終改正:令和4年1月

## 1. 公衆浴場とは

「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を利用して、公衆を入浴させる施設です。

## 2. 公衆浴場の種類

普通公衆浴場	男女各一浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるもの。 ・銭湯
その他の公衆浴場（普通公衆浴場以外の公衆浴場）	第5条第1項 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第六項第一号に該当する個室公衆浴場 ※渋谷区内で新規に営業許可を取得することはできません。
	第5条第2項 (1) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、保養または休養のための施設を有するもの ・ヘルスセンター   ・健康ランド (2) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、スポーツ施設に付帯するもの ・ゴルフ場等の風呂   ・アスレチックジム等の風呂 (3) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、工場、事業所等が、その従業員の福利厚生のために設置するもの ・（福利）厚生浴場（比較的規模の大きいもの） (4) 蒸気、熱気等を使用し、同時に多数人を入浴させることができるもの ・サウナ（を主とする浴場） (5) 蒸気、熱気等を使用し、個室を設けるもの (6) その他のもの ・移動入浴車（浴槽が固定されているもの） ・エステティックサロン（熱気、熱砂、熱線、泥、等） ・酵素風呂、砂風呂等 ・介助浴槽（機械浴槽）（専ら、※デイ・サービス事業に係るものを除く。） ・岩盤浴 〔この他のものに含まれるもの〕 温泉等を利用し、同時に多数人を入浴させるものであって、健康増進を目的とするもの。 ・クアハウス

※下記に該当しない場合は許可が必要です。

専ら、他法令、条例等に基づく制度により、運営され、衛生措置の講じられるもの。

○対象者を限定して、専ら行政が実施する介助サービス事業のみを行う浴場

- ・老人福祉施設におけるデイ・サービスの用に供する浴場
- ・身体障害者福祉センター等におけるデイ・サービスの用に供する浴場

### 3. 公衆浴場許可までの手続き

申請者	保健所
<b>事前相談</b> 計画段階で平面図等を持って保健所にご相談ください。 関係部署へもご確認ください。	<b>事前指導</b> (図面指導)
<b>公衆浴場業営業許可申請</b> 正副2部提出して下さい	<b>公衆浴場業営業許可受理</b> 建築主事・消防署長に通知
<b>完成検査(立会)</b> 建築検査済証の写し、消防検査済証の写し提出	<b>完成検査</b>
<b>営業許可書受理</b>	<b>営業許可書発行</b>

### 4. 許可申請時に必要な書類等

許可申請にあたり、下記の書類等が必要です。(書類は正副2部ご用意ください)

- ・ 公衆浴場営業許可申請書(施設・構造設備の概要)
- ・ 見取図(半径 300メートル以内の住宅、道路、公衆浴場等が記載されたもの)
- ・ 建物配置図、平面図、正面図、側面図、断面図
- ・ 給排水設備の配置図、系統図
- ・ 定款又は寄附行為の写し(法人の場合)
- ・ 登記事項証明書(法人の場合)原本 ※6か月以内に発行されたもの
- ・ 申請手数料 30,600 円

### 5. 管理者の設置(渋谷区公衆浴場法施行条例第6条)

営業者は、公衆浴場の衛生上の維持管理を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。

## 6. 各種手続き

<p>新規許可申請</p>	<p>① 新規公衆浴場施設の建築          ② 経営主体が変わるとき(例 個人⇔法人 A⇔B)          ③ 施設の大規模増改築          (例 50%以上の内部改造、100%以上の増築)          ④ 施設の移転</p>
<p>変更届          (変更後10日以内に届出)</p>	<p>① 施設の名称変更          ② 営業者の住所変更          ③ 営業者(法人)の名称・所在地・代表者などの変更          ④ 施設の増改築(改築の規模により、新規の許可が必要となる場合があります。事前にご相談ください。)          ⑤ 管理者の変更          &lt;&lt;必要書類&gt;&gt;          *変更届          *変更した内容のわかる書類          履歴事項全部証明書(発行後6か月以内)や施設設備図面等</p>
<p>承継届</p>	<p>① 開設者(個人)が死亡し、相続をしたとき          ② 開設者(法人)が合併、または分割により承継したとき          ※相続、承継した後、遅滞なく(60日程度)届出をしてください。          &lt;&lt;必要書類&gt;&gt;          *公衆浴場営業承継届          【個人の場合】          *戸籍謄本          被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書          *相続人全員の同意書(相続人が2人以上の場合)          ◆相続人の範囲:法定相続人          【法人の場合】          *履歴事項全部証明書(合併又は分割登記後)          *定款又は寄付行為の写し</p>
<p>廃止届          (廃止(停止)後10日以内に届出)</p>	<p>営業の全部若しくは一部を廃止・停止したとき          &lt;&lt;必要書類&gt;&gt;          *公衆浴場廃止(停止)届          *公衆浴場営業許可書</p>

## 7. 構造設備の基準(第5条第2項施設) 条: 渋谷区公衆浴場法条例

施設	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 下足場、脱衣室、便所、浴室及びかま場は、それぞれ区画して設けること。(条-別表第 4-1)</li> <li><input type="checkbox"/> 脱衣室及び浴室はそれぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること。(条-別表第 4-3)</li> <li><input type="checkbox"/> 入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。(条-別表第 4-2)</li> <li><input type="checkbox"/> 脱衣室及び浴室には、室内を適温に保つために必要な設備を設けること。(条-別表第 4-8)</li> <li><input type="checkbox"/> 脱衣室及び浴室には、換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設けること。(条-別表第 4-9)</li> </ul>
便所	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 入浴者便所は、入浴者の用に供する施設がある各階に、入口から男性用及び女性用を区別して設け、流水式手洗いを備えること。(条-別表第 4-7)</li> </ul>
脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 脱衣室は、適当な広さのものを設けること。(条-別表第 4-4)</li> <li><input type="checkbox"/> 脱衣室の床面は、リノリウム、板等の不浸透性材料を用いること。(条-別表第 4-5)</li> <li><input type="checkbox"/> 脱衣室には、入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。(条-別表第 4-6)</li> </ul>
浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 浴室は、適当な広さのものを設けること。(条-別表第 4-11)</li> <li><input type="checkbox"/> 浴室の床面は、不浸透性材料を用い、滑りにくい仕上げとすること。(条-別表第 4-10)</li> <li><input type="checkbox"/> 浴室には、湯及び水の出るシャワー又は適当数の湯栓及び水栓を設けること。(条-別表第 4-12)</li> <li><input type="checkbox"/> 洗い場は、適当な勾配を付し、浴槽内の使用後の湯水を屋外の下水溝等に、完全に排出させる構造とすること。(条-別表第 4-13)</li> <li><input type="checkbox"/> 浴槽は、タイル等耐水材料を用い、浴槽内には、入浴者に直接熱気及び熱湯を接触させないために必要な措置を講じること。(条-別表第 4-14)</li> <li><input type="checkbox"/> 入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を明示するための温度計を設けること。(条-別表第 4-15)</li> </ul>
ろ過器	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ろ過器は十分なるろ過能力を有し、ろ過機の上流に集毛器が設置されていること。(条-別表第 4-16 ア)</li> <li><input type="checkbox"/> ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。(条-別表第 4-16 イ)</li> <li><input type="checkbox"/> 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。(条-別表第 4-16 ウ)</li> <li><input type="checkbox"/> 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。(条-別表第 4-16 エ)</li> <li><input type="checkbox"/> 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。(条-別表第 4-16 オ)</li> <li><input type="checkbox"/> 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。(条-別表第 4-16 カ)</li> </ul>

その他	<input type="checkbox"/> 貯水槽及び調節槽は、蓋付きとすること。(条-別表第 4-17) <input type="checkbox"/> 排水溝、排水ます等は、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐために必要な措置を講じること。(条-別表第 4-18) <input type="checkbox"/> かまは、浴槽水と上がり湯とが混合しないものを使用すること。(条-別表第 4-19) <input type="checkbox"/> 灰、燃え殻等が発生し、又は置かれる場所には、飛散を防ぐために必要な措置を講じること。(条-別表第 4-20) <input type="checkbox"/> 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けないこと。(条-別表第 4-22)
飲料水	<input type="checkbox"/> 入浴者用飲料水の設備を設ける場合には、その旨を表示すること。飲料水の水質については、水道法第四条第一項に定める要件について、それぞれ水質基準に関する省令に定める水質基準に適合するものとし、かつ、浴用貯水槽を経由しないで供給すること。(条-別表第 4-21)
熱気室	<input type="checkbox"/> 熱気による入浴設備を設けるときは、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。(条-別表第 4-23)
屋外の浴槽	<input type="checkbox"/> 屋外の浴槽及び浴槽に付帯する通路等は、適当な広さのものを設けること。(条-別表第 4-24、条-別表第 2-17 号 ア) <input type="checkbox"/> 屋外の浴槽に付帯する通路等には、脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造とすること。(条-別表第 4-24、条-別表第 2-17 号 イ) <input type="checkbox"/> 屋外には、洗い場を設けないこと。(条-別表第 4-24、条-別表第 2-17 号 ウ) <input type="checkbox"/> 屋外の浴槽は、それぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること。(条-別表第 4-24、条-別表第 2-17 号 エ)

## 8. 維持管理について 条: 渋谷区公衆浴場法条例、細: 渋谷区公衆浴場法施行細則

照明	<p>下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他の入浴者が直接利用する場所は、床面において 20ルクス以上の照度を有するようにすること。(条-別表第 1-1)</p>
清潔保持、清掃	<p>◇ 浴場の施設は常に清潔を保持し、下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が直接利用する施設及び設備は、毎日1回以上掃除し、又は、洗浄すること。(条-別表第 1-2)</p> <p>◇ 脱衣室及び便所は必要に応じて消毒すること。(条-別表第 1-3)</p> <p>◇ 浴場の施設は、ネズミ、衛生害虫等の生息状況について毎月1回以上点検し、適切な防除措置を講ずること。(条-別表第 1-4)</p>
排水	<p>洗い場及び下水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させないようにすること。(条-別表第 1-5)</p>
貯水槽及び調整槽	<p>◇ 貯水槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、1年に1回以上清掃及び消毒を行うこと。(条-別表第 1-6、細-第 10-1、条-別表第 1-11 ア)</p> <p>◇ 貯湯槽内の湯を摂氏60℃以上に保つこと。これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。(条-別表第 1-6、細-第 10-1、条-別表第 1-11 イ)</p> <p>◇ 調整槽については、内部の汚れ等の状況について随時点検し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。(条-別表第 1-6、細-第 10-2)</p>

シャワー及びカラン	シャワー及びカランについては、内部の汚れ等の状況について随時点検し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。(条-別表第 1-7、細-第 11)
浴槽水の水質基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 濁度は5度以下とすること。(条-別表第 1-8 ア)</li> <li>◇ 過マンガン酸カリウム消費量は、1Lにつき25mg以下とすること。(条-別表第 1-8 イ)</li> <li>◇ 大腸菌群数は、1mL中に1個以下とすること。(条-別表第 1-8 ウ)</li> <li>◇ レジオネラ属菌は、検出されないこと。(条-別表第 1-8 エ)</li> </ul>
浴槽水	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 浴槽水は、常に満杯を保ち、湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に補給すること。(条-別表第 1-9)</li> <li>◇ 浴槽水は、毎日換水すること。ただし、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、次に掲げる条件をすべて満たすとき、換水を7日に1回以上とすることができる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 白湯のみを使用していること。</li> <li>2 浴槽内に気泡等を発生させる装置がないこと。</li> <li>3 循環ろ過装置が設置され、かつ、当該装置を経由しない循環配管がないこと。</li> <li>4 浴槽が屋外に設置されていないこと。</li> <li>5 浴槽及び関連装置の維持管理が適正に行われ、良好な衛生状態が保たれていること。(条-別表第 1-10、細-第 12)</li> </ol> </li> </ul>
ろ過器(浴槽水を循環させている場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。(条-別表第 1-12 ア、細-第 14-1)</li> <li>◇ 浴槽水を循環させるための配管の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。(条-別表第 1-12 イ、細-第 14-2)</li> <li>◇ 集毛器の清掃は、毎日行うものとし、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。(条-別表第 1-12 ウ、細-第 14-3)</li> <li>◇ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1Lにつき0.4mg以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒と併用する等、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。(条-別表第 1-12 エ)</li> <li>◇ 浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。(条-別表第 1-12 オ、細-第 14-4)</li> </ul>
記録の保管	下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が直接利用する施設及び設備の清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。(条-別表第 1-13)
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備を設置しないこと。(条-別表第 1-14)</li> <li>◇ タオル、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者一人ごとに消毒した清潔なもの(かみそりを除く。)を貸与するときは、この限りでない。(条-別表第 1-15)</li> <li>◇ <u>おおむね7歳以上</u>※の男女を混浴させないこと。(条-別表第 1-16)</li> <li>◇ 物品の販売等を行うときは、入浴機能および清潔保持を阻害しないようにすること。(条-別表第 1-17)</li> </ul>

※ 令和4年1月1日施行